

室蘭基署発 0527 第 2 号  
令和 4 年 5 月 30 日

団体各位

室蘭労働基準監督署長



### 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の推進につきましては、日頃からご協力・ご支援をいただき感謝申し上げます。

さて、塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生規則第 48 条において歯科医師による健康診断の実施が事業者に義務付けられているところですが、令和元年に厚生労働省が実施した調査において、常時使用する労働者が 50 人未満の事業場において、歯科健診の実施率が非常に低いことが判明したところです。

このようなことから、今般、歯科健診の実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、別紙のとおり労働安全衛生規則について所要の改正を行いました。

つきましては、同封のリーフレットなどを参考に、参加会員に対し、本改正内容等が周知されるようご協力をお願い申し上げます。

【担当】

室蘭労働基準監督署 第 3 方面

電話 0143 - 23 - 6131

## 第1 改正内容

- (1) 有害な業務( )に従事する労働者に対して歯科健診を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健診(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく歯科健診の結果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければならないことといたしました。

労働安全衛生法施行令第22条第3項において、「塩素、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されています。

- (2) 現行の定期健康診断結果報告書(様式第6号)から、歯科健診に係る記載欄を削除することとし、歯科健診に係る報告として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)」を新たに作成いたしました。

当該報告書について、様式第6号には記載欄がなかった歯科健診に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加いたしました。

- (3) その他所要の改正を行いました。

## 第2 改正期日等

- (1) 改正期日

改正省令は、令和4年10月1日より施行いたします。

- (2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に提出されている改正省令による改正前の安衛則様式第6号の報告書は改正省令による改正後の安衛則様式第6号の2の報告書とみなすとともに、改正省令の施行の際、現にある旧安衛則に定める報告書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

また、改正省令の施行の前に行われた安衛則第48条の健康診断(定期のものに限る。)に係る同令第52条の規定の適用については、なお従前の例によります。